

第156期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時

開催場所

石川県加賀市山中温泉上原町ルの3
当社山中工場

書面または電磁的方法による議決権行使期限
2020年6月24日(水曜日) 午後5時30分まで

目次

・第156期 定時株主総会招集ご通知	1
・事業報告	5
・連結計算書類	20
・計算書類	23
・監査報告書	26
・株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 定款一部変更の件	32
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件	33
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	40
第5号議案 当社株券等の大量買付け等への対応策(買収防衛策)継続の件	44

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- 感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日にご来場なさらずとも、書面または電磁的方法による議決権行使をご推奨申し上げます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項やお願い事項の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新家工業株式会社

証券コード7305

証券コード7305
2020年6月10日

株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 井 上 智 司

第156期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第156期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から株主様におかれましては、ご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面または電磁的方法による議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁のご案内にしたがって2020年6月24日（水）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町の3 当社山中工場

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第156期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第156期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類（32頁から66頁まで）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



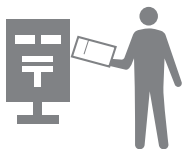
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

会場 当社山中工場

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.araya-kk.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

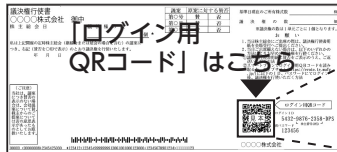


スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

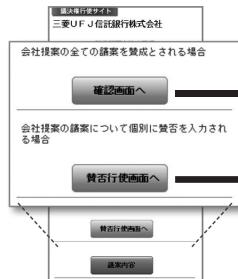


議決権行使書副票（右側）

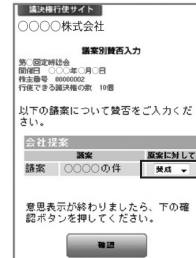
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



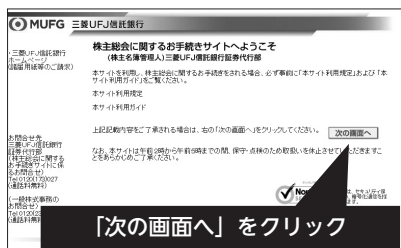
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

二回目以降のログインの際は…
右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



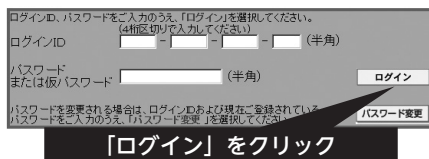
議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



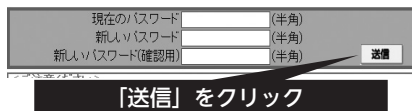
ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

2. お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログイン
ID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード（確認用）」
の両方を入力



以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦などによる世界経済の減速から輸出は伸び悩み、台風被害の影響や消費税増税による消費の落ち込みなど景気は弱含み傾向にあるなか、年度後半には新型コロナウイルス感染症の影響が重なり、景気悪化が加速しています。

このような情勢のもと鋼管業界におきましては、個人消費や輸出環境が低迷し、自動車関連等の製造業に弱含みの傾向が顕著となり、比較的堅調であった建築関連でも、東京オリンピック関連や首都圏を中心とした都市再開発等に一服感がみられ、需要は減少傾向となりました。ステンレスの原料であるニッケル価格については、上昇傾向から一転して、今年に入り値下がり傾向となりました。

当社グループといたしましては、消費税増税や台風等の自然災害による影響など、厳しい経営環境のなか、製品の安定供給に努め、主力の鋼管事業を中心に様々な顧客ニーズに柔軟かつ迅速な対応を図るよう積極的な営業展開を実施するとともに、設備稼働率の向上とコスト削減に努力しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は41,046百万円（前年度比5.1%減）、営業利益1,275百万円（前年度比38.2%減）、経常利益1,464百万円（前年度比34.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は706百万円（前年度比53.0%減）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

〔鋼管関連事業〕

当連結会計年度において、普通鋼製品につきましては、原材料価格が高止まりしているものの、相次ぐ台風等の自然災害の発生や消費税増税の影響などにより国内需要が減少傾向にあるなか、製品価格の是正は進まず利益面では厳しい状況となりました。

ステンレス鋼製品につきましては、食品・飲料、製薬・医療関連、水処理関連向けは堅調に推移した一方で、自動車関連や半導体関連の需要は減少しました。また、ステンレス原料の期中での値上がり傾向が続くなか、ステンレス製品価格の是正に努めました。なお、電解研磨を施した耐食性・洗浄性・意匠性に優れたステンレス鋼管につきましては、主力の鉄道車両関連のほか、他分野への販売も徐々に増加しております。

この結果、当事業の売上高は40,087百万円（前年度比5.0%減）、営業利益は1,012百万円（前年度比42.8%減）となりました。

〔自転車関連事業〕

国内の自転車市場は、減少が続いてきた輸入車と国内生産車の販売は下げ止まりつつあるものの、消費税増税によりユーザーの購入意欲が低下し、縮小した市場の回復は見込みづらい状況にあるなか、年度後半には新型コロナウイルス感染症の影響で需要はさらに減少しました。電動アシスト自転車の販売は比較的堅調に推移しましたが、スポーツ用自転車の販売は低迷が続き、当社の「アラヤ」及び「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車についても、予想を大きく下回る結果になりました。また、自転車部品につきましては、引き続き競技用ホイールの拡販とともに、新開発の高級ロードバイク用ホイールの販売に注力しました。

この結果、当事業の売上高は431百万円（前年度比28.5%減）、営業損失は203百万円（前年度は営業損失48百万円）となりました。

〔不動産等賃貸事業〕

不動産等賃貸収入につきましては、東京都大田区の地代収入を中心に、東京都江東区の自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入や大阪府茨木市の地代収入のほか、新たに関西工場リム工場跡地の地代収入が加わり、安定した業績をあげております。

この結果、当事業の売上高は515百万円（前年度比17.4%増）、営業利益は435百万円（前年度比17.3%増）となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		前 年 度 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼 管 関 連 事 業	42,191	97.5	40,087	97.7	△2,104	△5.0
自 転 車 関 連 事 業	603	1.4	431	1.1	△171	△28.5
そ の 他 の 事 業	461	1.1	527	1.2	65	14.3
合 計	43,256	100.0	41,046	100.0	△2,209	△5.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は3,108百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当社 関西工場 鋼管関連事業 事務所・厚生棟及び倉庫の新築
- ・当社 千葉工場 鋼管関連事業 倉庫の増築

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2016年度 第153期	2017年度 第154期	2018年度 第155期	2019年度 (当連結会計年度) 第156期
売 上 高 (百万円)		36,363	39,736	43,256	41,046
経 常 利 益 (百万円)		1,814	2,283	2,235	1,464
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		1,296	1,576	1,502	706
1株当たり当期純利益		234円43銭	285円03銭	271円75銭	126円88銭
総 資 産 (百万円)		41,632	43,809	46,369	46,166
純 資 産 (百万円)		22,815	24,624	25,246	24,823

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第155期の期首から適用しており、第154期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2016年度 第153期	2017年度 第154期	2018年度 第155期	2019年度 (当 事 業 年 度) 第156期
売 上 高 (百万円)		19,358	21,751	22,020	21,663
経 常 利 益 (百万円)		1,244	1,175	1,513	609
当 期 純 利 益 (百万円)		305	798	709	255
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		55円19銭	144円47銭	128円32銭	45円91銭
総 資 産 (百万円)		28,558	29,829	30,116	29,433
純 資 産 (百万円)		17,488	18,174	17,928	16,962

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第155期の期首から適用しており、第154期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で世界経済が急速に冷え込み、深刻化するなか、国内経済も、幅広い業種でその影響を受けており、経営環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

鋼管業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない状況のなか、自動車関連等の生産停止や建設関連等の工事遅延、設備投資の計画見直し等により鋼管製品の需要が低迷し、新型コロナウイルス問題が長期化すれば、さらなる落ち込みが懸念されます。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、主力の鋼管製品を中心に引続き提案型営業の推進と固有の製品開発に重点を置き、グループ企業間の連携を強化し、関西工場を中心とした鋼管事業の生産体制の再編に注力し、一層のコストダウンを推し進めることで、経営基盤の更なる安定化を図り、効率的な生産・販売活動を行ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ① 鋼管関連事業
 - 鋼管、型鋼および各種金属製品の製造、加工ならびに販売
- ② 自転車関連事業
 - ・「アラヤ」ブランドの自転車用リム等の製造、加工ならびに販売
 - ・「アラヤ」および「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車の製造、販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社(営業部) 大阪市中央区南船場二丁目12番12号
営業所 東京営業所・鋼管営業 (東京都江東区)
名古屋営業所・鋼管営業 (名古屋市)
工場 関西工場 (大阪市)
名古屋工場 (名古屋市)
千葉工場 (千葉県酒々井町)
山中工場 (石川県加賀市)

② 子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社
本社 (大阪市)、東京支店、名古屋支店、福岡支店、東北営業所 (宮城県)、
静岡営業所、広島営業所、四国営業所 (香川県)
大栄鋼業株式会社 (大阪府岸和田市)
ステンレスパイプ工業株式会社
本社 (大阪府堺市)、東京営業所
P.T.パブリック アラヤ インドネシア (インドネシア共和国)
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア (インドネシア共和国)

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	435名	1名減
自転車関連事業	9名	1名増
その他の事業	8名	増減なし
全社(共通)	58名	1名増
合計	510名	1名増

(注) 1. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アラヤ特殊金属株式会社	300百万円	85.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
大栄鋼業株式会社	10百万円	100.0%	鋼管製品の製造、加工
ステンレスパイプ工業株式会社	100百万円	51.5%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売
P.T.パブリック アラヤ インドネシア	7,200千米ドル	99.9%	自転車用リムの製造、販売
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア	15,000千米ドル	90.0%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売

- ② 特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,820 百万円
株式会社北國銀行	1,618
株式会社りそな銀行	864
株式会社みずほ銀行	746

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 6,045,326 株
 (3) 株主総数 4,017 名 (単元未満株主数を含む)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社北國銀行	258 千株	4.64 %
株式会社三菱UFJ銀行	258	4.64
加賀商工有限会社	210	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	209	3.76
株式会社りそな銀行	209	3.76
阪和興業株式会社	177	3.18
株式会社みずほ銀行	157	2.83
JFEスチール株式会社	140	2.51
新家正彦	128	2.30
日鉄日新製鋼株式会社	128	2.29

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (475,880株) を控除して計算しております。
 2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 智 司	
代表取締役常務	上 村 恵 一	管理本部・海外事業部統括 兼 経営企画部管掌 株式会社新家開発 代表取締役社長
常 務 取 締 役	安 仲 勤	製造本部統括 兼 品質管理統括 兼 製造本部長 兼 経営企画部長
取 締 役 相 談 役	澤 保	大同工業株式会社 社外取締役
取 締 役	浜 田 哲 洋	管理本部長 兼 総務部長
取 締 役	松 尾 政 哉	営業本部長 兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長 兼 鋼管営業部東京営業所長 PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア業務管掌
取 締 役	内 藤 常 美	輪界営業部長 P.T.パブリック アラヤ インドネシア業務管掌
取 締 役	北 村 哲 也	関西工場長 兼 安全衛生推進部長 兼 関西工場管理部長 兼 関西工場製造部長
取 締 役	市 川 圭 司	千葉工場長

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	笠 間 司 朗	
取締役 (監 査 等 委 員)	夏 住 要一郎	弁護士法人色川法律事務所 エグゼクティブアドバイザー
取締役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	公認会計士 税理士 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科教授 ザ・バック株式会社 社外取締役 ケイミュー株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎及び西尾 宇一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 日常的な情報収集を行い、監査の実効性を高め、監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 西尾 宇一郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役 (監査等委員を除く)	9名	124百万円	2016年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額207百万円以内
取締役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	29百万円 (15百万円)	2016年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額39百万円以内
合 計	12名	154百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与相当額の繰入額10百万円（取締役（監査等委員を除く）8百万円、取締役（監査等委員）2百万円）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇 一 郎	ザ・パック株式会社	社外取締役	当社とザ・パック株式会社との間に特別な関係はありません。
		ケイミュール株式会社	社外監査役	当社とケイミュール株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 住 要 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会9回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会9回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	27百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。
2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、会社法第340条第5項の規定に基づき、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したときまたは監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社および関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」とする。）の取締役、使用人が法令・定款および社内諸規程を遵守するとともにコンプライアンス活動の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定・運用する。
 - ・コンプライアンスに関連する社内諸規程の改定・教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部監査室および弁護士事務所を窓口とする内部通報体制を構築・運用し、組織的または個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は文書により記録・保存する。
 - ・文書の保存期間およびその他の管理体制については「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を体系的に定める「リスク管理基本規程」を制定・運用する。
 - ・全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会を設置する。
 - ・緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急事態対応規程」を制定・運用する。
 - ・「内部情報等の管理に関する規程」に基づき、総務部を主幹としたインサイダー取引|防止体制を構築・運用し、インサイダー取引の発生を未然に防止する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は法令・定款・「取締役会規則」に基づき、原則として月一回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事情の決議・報告を行う。
 - ・各部門を担当する取締役は実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの経営効率の向上を図り、グループとしての発展を遂げるため、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図る。
 - ・関係会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について、必要に応じて適宜取締役会に報告させる。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、担当取締役に報告を行う体制を構築・運用する。
 - ・関係会社の事業運営やリスク管理体制等については、担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる。
 - ・「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮・命令からの独立性を確保する体制および監査等委員会からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用する。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。
 - ・「監査等委員会監査等基準」、「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社の担当取締役が当該会社から報告を受けた業務上重要な事項につき、監査等委員会に報告する体制を構築・運用する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤の監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席する。
 - ・ 監査等委員である取締役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ、取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人に対して報告を求めることができる。
 - ・ 監査等委員会は、必要に応じ、外部専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとする。
 - ・ 監査等委員会は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 当社の経営理念を企業行動憲章として定めた「グループ企業行動規範」に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で排除に取り組む。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- 当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
- ・ 必要に応じて、社内規程の改定を行い、適宜周知・教育を行うことにより、当社グループにおけるコンプライアンス意識の浸透を図っております。
 - ・ 取締役の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制として、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項については、監査等委員である社外取締役を含めた取締役会において十分審議したうえで決議しております。
 - ・ 当社グループの事業の報告については、定期的に当社取締役会で報告を行い、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適宜関係部門へ指示を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(会社の財務及び事業の方針の決定)

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、株主等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

一、常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する

一、公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する

一、自然と調和し国際社会と共生する

一、お客様を大切にし、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は1903年創業以来117年におよぶ歴史の中で培われた製造技術とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資家、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社がかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心にさまざまな社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月28日開催の第153期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を2020年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について、株主の皆様からご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

- ④ ②及び③の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由
- ・ 買収防衛策に関する指針に適合していること

本プランは、2005年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。

- ・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。
本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。
- ・ 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと
本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。
このことは、本プランが、継続（導入）に際して株主総会決議による承認を得ていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。
- ・ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	27,951	I 流動負債	17,397
現金及び預金	7,874	支払手形及び買掛金	7,674
受取手形及び売掛金	8,615	電子記録債務	1,398
電子記録債権	3,634	短期借入金	5,231
商品及び製品	5,669	1年内返済予定のリース債務	44
仕掛品	543	未払法人税等	108
原材料及び貯蔵品	1,378	賞与引当金	383
その他	304	事業構造改善引当金	247
貸倒引当金	△67	その他	2,308
		II 固定負債	3,945
		長期借入金	1,050
		リース債務	51
		繰延税金負債	44
		役員退職慰労引当金	40
		環境対策引当金	19
		退職給付に係る負債	2,130
		資産除去債務	7
		その他	601
		負債合計	21,343
		純資産の部	
II 固定資産	18,214	I 株主資本	22,853
(1) 有形固定資産	12,287	(1) 資本金	3,940
建物及び構築物	5,427	(2) 資本剰余金	4,171
機械装置及び運搬具	1,816	(3) 利益剰余金	15,436
土地	4,645	(4) 自己株式	△695
リース資産	53	II その他の包括利益累計額	348
建設仮勘定	269	(1) その他有価証券評価差額金	1,301
その他	75	(2) 為替換算調整勘定	△460
(2) 無形固定資産	153	(3) 退職給付に係る調整累計額	△493
ソフトウェア	6	III 非支配株主持分	1,620
リース資産	25		
その他	121	純資産合計	24,823
(3) 投資その他の資産	5,773	負債純資産合計	46,166
投資有価証券	5,252		
繰延税金資産	309		
退職給付に係る資産	13		
その他	199		
貸倒引当金	△0		
資産合計	46,166		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高					41,046
売上原価					33,950
売上総利益					7,096
販売費及び一般管理費					5,820
営業利益					1,275
営業外収益					
受取利息及び配当金			201		
仕入割引			23		
その他			105		330
営業外費用					
支払利息			29		
その他			111		140
経常利益					1,464
特別利益					
固定資産売却益			2		2
特別損失					
災害による損失			16		
固定資産除却損			33		49
税金等調整前当期純利益					1,417
法人税、住民税及び事業税			215		
法人税等調整額			352		568
当期純利益					849
非支配株主に帰属する当期純利益					142
親会社株主に帰属する当期純利益					706

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,940	4,171	15,091	△694	22,509
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△362		△362
親会社株主に帰属 する当期純利益			706		706
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	344	△0	344
当 期 末 残 高	3,940	4,171	15,436	△695	22,853

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,168	△510	△395	1,263	1,474	25,246
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△362
親会社株主に帰属 する当期純利益						706
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△866	49	△97	△914	146	△768
当 期 変 動 額 合 計	△866	49	△97	△914	146	△423
当 期 末 残 高	1,301	△460	△493	348	1,620	24,823

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	14,675	I 流動負債	9,477
現金及び預	2,823	支払手形	1,059
受取手形	784	買掛金	2,048
売掛金	5,112	電子記録債権	898
商品及び製品	2,606	短期借入金	3,502
仕掛品	234	リース債権	10
材料及び貯蔵品	1,221	未払金	485
前渡金	32	未払費用	147
前払費用	36	未払法人税等	15
短期貸付金	942	前受金	51
その他の金	101	預り金	43
貸倒引当金	△11	賞与引当金	221
		事業構造改善引当金	247
		設備関係支払手形	747
II 固定資産	14,757	II 固定負債	2,993
1 有形固定資産	7,564	長期借入金	1,050
建物	4,652	リース債権	28
構築物	209	長期未払金	26
機械及び装置	1,538	繰延税金負債	22
車両運搬具	2	退職給付引当金	1,313
工具・器具・備品	65	環境対策引当金	19
土地	836	長期預り金	532
リース資産	24	負債合計	12,470
建設仮勘定	234	純資産の部	
2 無形固定資産	14	I 株主資本	15,676
ソフトウェア	3	1 資本金	3,940
リース資産	10	2 資本剰余金	4,171
		資本準備金	4,155
		その他資本剰余金	15
3 投資その他の資産	7,178	3 利益剰余金	8,259
投資有価証券	5,177	(1) 利益準備金	860
関係会社株式	1,885	(2) その他利益剰余金	7,398
出資金	0	固定資産圧縮積立金	248
長期貸付金	20	別途積立金	5,050
長期前払費用	46	繰越利益剰余金	2,100
前払年金費用	13	4 自己株式	△695
その他の	35	II 評価・換算差額等	1,285
		その他有価証券評価差額金	1,285
資産合計	29,433	純資産合計	16,962
		負債純資産合計	29,433

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		21,663
売上原価		18,677
売上総利益		2,985
販売費及び一般管理費		2,526
営業利益		459
営業外収益		
受取利息及び配当金	204	
その他	57	261
営業外費用		
支払利息	13	
その他	98	111
経常利益		609
特別損失		
災害による損失	16	
固定資産除却損	32	
関係会社株式評価損	127	175
税引前当期純利益		433
法人税、住民税及び事業税	15	
法人税等調整額	162	177
当期純利益		255

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,940	4,155	15	4,171	860	251	5,050	2,203	8,365	△694	15,783
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	-		-
剰余金の配当								△362	△362		△362
当期純利益								255	255		255
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△3	-	△103	△106	△0	△106
当 期 末 残 高	3,940	4,155	15	4,171	860	248	5,050	2,100	8,259	△695	15,676

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	2,145	2,145	17,928
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			△362
当期純利益			255
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△859	△859	△859
当 期 変 動 額 合 計	△859	△859	△966
当 期 末 残 高	1,285	1,285	16,962

連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 池 畑 憲 二 郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 畑 憲 二 郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全て重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

新家工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 笠 間 司 朗 ㊟

監査等委員 夏 住 要一郎 ㊟

監査等委員 西 尾 宇一郎 ㊟

- (注) 監査等委員 夏住 要一郎及び西尾 宇一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的かつ継続的な配当を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 65 円、総額 362,013,990 円

なお、中間配当を見送りましたので、当期の年間配当金は1株につき65円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、執行役員制度の導入により、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで、業務執行の責任と権限を明確にし、業務の効率化ならびに経営の機動性を高めております。加えて、取締役の員数を削減することで取締役会における社外取締役の比率を高めることによって取締役会の監督機能を強化するため、現行定款第20条の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を10名以内と変更するものであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第19条（条文省略） （取締役の員数）	第1条～第19条（現行どおり） （取締役の員数）
第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>15</u> 名以内とする。	第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>10</u> 名以内とする。
2.（条文省略）	2.（現行どおり）
第21条～第38条（条文省略）	第21条～第38条（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いの うえ とも じ 井 上 智 司 再任	代表取締役社長	100% (16回中16回)
2	はま だ てつ ひろ 浜 田 哲 洋 再任	取締役 管理本部長 兼 総務部長	100% (16回中16回)
3	まつ お まさ や 松 尾 政 哉 再任	取締役 営業本部長 兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長 兼 鋼管営業部 東京営業所長 PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌	100% (16回中16回)
4	きた むら てつ や 北 村 哲 也 再任	取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長 兼 関西工場管理部長 兼 関西工場製造部長	100% (16回中16回)
5	いち かわ けい じ 市 川 圭 司 再任	取締役 千葉工場長	100% (16回中16回)
6	おお さこ かず お 大 迫 一 生 新任 社外 独立		

候補者番号

1

いの うえ

井上

とも じ

智司

(1952年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 6,900株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1973年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社取締役
- 2015年 6月 当社常務取締役
- 2018年 6月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

井上智司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 井上智司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

はま だ
浜田

てつ ひろ
哲洋

(1960年1月20日生)

再任

所有する当社の株式数 2,100株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2013年 1 月 当社入社
アラヤ特殊金属株式会社取締役
管理本部長 兼 総務部長 兼 審査部長
兼 情報システム部長
- 2016年 5 月 アラヤ特殊金属株式会社取締役
管理本部長 兼 総務部長 兼 経理部長 兼 審査部長
兼 情報システム部長
- 2017年 5 月 当社管理本部 総務部長
- 2017年 6 月 当社取締役 管理本部 総務部長
- 2019年 4 月 当社取締役 管理本部長 兼 総務部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

浜田哲洋氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門における豊富な経験と知識を有し、管理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 浜田哲洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

まつ お

松尾

まさ や

政哉

(1968年12月14日生)

再任

所有する当社の株式数 1,700株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社

2009年 4月 当社鋼管営業部 東京営業所長

2018年 6月 当社取締役 鋼管営業統括部長 兼 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌

2019年 4月 当社取締役 営業本部長 兼 鋼管営業部長
兼 海外事業部長 兼 鋼管営業部 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

松尾政哉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業部門および海外事業部門における豊富な経験と知識を有し、営業部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 松尾政哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

きた むら

てつ や

4

北村

哲也

(1958年12月18日生)

再任

所有する当社の株式数 2,200株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社技術本部 生産技術部長
- 2013年 1月 当社技術本部 技術開発部長 兼 生産技術部長
- 2016年10月 当社名古屋工場長
- 2017年 6月 当社取締役 名古屋工場長
- 2018年 4月 当社取締役 関西工場長
- 2019年 4月 当社取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
- 2019年 8月 当社取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
兼 関西工場管理部長
- 2019年11月 当社取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
兼 関西工場 管理部長 兼 関西工場 製造部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

北村哲也氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門における豊富な経験と知識を有し、関西工場および安全衛生推進部を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 北村哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

いち かわ

けい じ

5 市川 圭司 (1968年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 2,100株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4 月 当社入社
- 2016年 6 月 当社関西工場 管理部長
- 2018年 6 月 当社取締役 関西工場 管理部長
- 2019年 8 月 当社取締役 千葉工場長
現在に至る

取締役候補者とした理由

市川圭司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門における豊富な経験と知識を有し、千葉工場を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 市川圭司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

おお さこ

かず お

6

大迫

一生

(1961年12月29日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 日興証券株式会社 入社
- 2001年 3月 株式会社グッドウィル・グループ (現テクノプロHD)
入社
- 2003年 6月 同社執行役員 広報IR部長
- 2009年12月 株式会社アイセイ薬局 入社
- 2012年 3月 同社執行役員 広報・IR室室長
- 2013年 6月 同社取締役 管理本部本部長
- 2014年 7月 同社取締役 マーケティング本部本部長
- 2015年10月 株式会社ヒューマントラスト 入社
同社執行役員 管理本部本部長
(株式会社ネオトラスト 取締役社長兼務)
- 2019年 7月 株式会社TS工建 入社
同社社長室室長 (2019年12月退社)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

大迫一生氏は、新任の社外取締役候補者であり、他社の取締役・執行役員を歴任する等、豊富な経営経験や広報・IR部門、M&A実務等における幅広い知識を有しております。以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大迫一生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大迫一生氏は社外取締役候補者であります。
当社は、社外取締役候補者である大迫一生氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者である大迫一生氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	やす なか つとむ 安 仲 勤 新任	常務取締役 製造本部統括 兼 品質管理統括 兼 製造本部長	100% (16回中16回)	-
2	なつ ずみ よういちろう 夏 住 要一郎 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100% (16回中16回)	100% (9回中9回)
3	にし お ういちろう 西 尾 宇一郎 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100% (16回中16回)	100% (9回中9回)

候補者番号

1

やす なか

安仲

つとむ

勤

(1955年9月23日生)

新任

所有する当社の株式数 4,800株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 2月 当社入社
- 2012年 7月 PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア
代表取締役社長
- 2014年 6月 当社取締役 海外事業統括部長
- 2016年 6月 当社取締役 経営企画部長 兼 海外事業統括部長
- 2018年 6月 当社常務取締役 製造本部・生産技術統括
兼 品質管理統括 兼 製造本部長 兼 経営企画部長
- 2019年 6月 当社常務取締役 製造本部統括 兼 品質管理統括
兼 製造本部長 兼 経営企画部長
- 2020年 4月 当社常務取締役 製造本部統括 兼 品質管理統括
兼 製造本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

安仲 勤氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門や海外事業部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 安仲 勤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 なつ ずみ よう いち ろう
2 夏住 要一郎 (1949年3月4日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 5,400株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 弁護士登録
色川法律事務所 入所
- 2000年4月 大阪弁護士会副会長
- 2003年6月 当社社外監査役
- 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2017年1月 色川法律事務所代表弁護士
- 2020年1月 弁護士法人色川法律事務所 エグゼクティブアドバイザー
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

夏住要一郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、長年の弁護士として培われた高度な法律知識と企業統治に対する幅広い見識を活かし、当社の社外取締役として、重要な業務執行および経営の監査を適切に行ってまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断し、引続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 夏住要一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 夏住要一郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は夏住要一郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 夏住要一郎氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 夏住要一郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、夏住要一郎氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 3月 公認会計士登録
- 1983年 12月 税理士登録
- 1999年 7月 監査法人誠和会計事務所代表社員
- 2001年 7月 日本公認会計士協会理事
- 2002年 7月 監査法人トーマツ代表社員
- 2005年 4月 関西学院大学専門職大学院
経営戦略研究科教授 (現任)
- 2015年 6月 当社社外取締役
- 2016年 6月 ケイミュー株式会社 社外監査役 (現任)
- 2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2018年 3月 ザ・パック株式会社 社外取締役 (現任)
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

西尾宇一郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、公認会計士および税理士として培われた財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験による幅広い見識を活かし、当社の社外取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断し、引続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 西尾宇一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾宇一郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は西尾宇一郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
4. 西尾宇一郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、西尾宇一郎氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年3月25日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、直近では2017年6月28日開催の第153期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続しておりますが、その有効期間は2020年6月開催予定の第156期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論を踏まえて、現プランの継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

その結果、2020年5月15日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む取締役12名全員の一致により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、「当社株券等の大量買付け等への対応策（買収防衛策）」を一部変更の上で継続することを決議いたしました（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第18条の規定に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

また、現時点において、当社株式の大量買付けに関する具体的な申入れ等は一切ございません。

【本プランの主な変更点】

- ①大量買付者に対する追加の情報提供期限の上限日数を設定
- ②対抗措置の発動要件をいわゆる「東京高裁4類型」及び強圧的二段階買付け並びに手続き違反に限定
- ③大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭等を交付しない旨を明確化
- ④独立委員会委員の一部交代
- ⑤その他語句の修正、文言の整理等

I. 会社の支配に関する基本方針の内容

1. 基本的な考え方

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

2. 会社の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられる者

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、I. 1. 記載の基本的な考え方から、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

例えば、その目的、方法等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収を行おうとする者、株主の皆様株式の売却を事実上強要するおそれのある買収を行おうとする者、または当社株主の皆様を買収提案の内容を検討・判断するための十分な情報や期間を提供しない買収を行おうとする者等については、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の経営理念

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

- 一、常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する
- 一、公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する
- 一、自然と調和し国際社会と共生する
- 一、お客様を大切にし、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

2. 社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作り

当社は1903年創業以来117年におよぶ歴史の中で培われた製造技術とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。

3. 品質改善活動と環境との調和・協調等によるCSRを果たす取組みの積極的な推進

また全社でISOマネジメントシステム（品質・環境）を導入し、国際規格に適合した独自の基準・精度のもと、開発から設計、生産などの全工程で製品の品質保証を行い、提案制度や小集団活動などによる品質改善活動を進め、企業体質強化に注力しております。

さらに地球環境との調和・協調に貢献すべく、環境方針を定め事業活動の社会的な責任（CSR）を果たす取組みを積極的に推進しております。

4. 社会との共生関係に基盤を置いた経営の推進

Ⅱ. 2. のとおり、当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

5. コーポレート・ガバナンスに対する取組み

Ⅱ. 1. のとおり、当社は、「公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する」ことを経営理念の一つとしており、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めて企業の社会的使命と責任を果たし、企業価値の向上を図るべくコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。

取締役会は、取締役12名（取締役（監査等委員であるものを除きます。）9名、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役））で構成され、毎月1回の定例開催や必要に応じた臨時開催により、経営の基本方針や重要事項を審議するとともに、業績の進捗についても議論し対策等を検討しています。

また、当社の重要課題等について適宜議論する経営企画会議（役付取締役を中心に構成）を設置し、代表取締役の意思決定を補佐しております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名で構成しております。取締役会には監査等委員である取締役全員が出席し、取締役（監査等委員であるものを除きます。）とは職責を異にすることを充分認識し、取締役会における議決権行使を通じて、取締役（監査等委員であるものを除きます。）の職務執行の監査・監督機能を果たしています。

加えて、取締役（監査等委員であるものを除きます。）の報酬について透明性・公正性を確保する観点から、監査等委員である取締役3名全員をメンバーとする任意の諮問委員会である役員報酬委員会を設置しております。

また、当社では、内部統制の徹底とリスク管理に万全を期す目的で、社長直轄の内部監査室を設置し、適宜総務部及び経理部がサポートを行っています。さらに、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。コンプライアンス委員会は全取締役で構成され、内部監査室の参加のもと総務部を事務局として、当社グループのコンプライアンス状況、内部統制システム及び財務報告にかかる内部統制等について協議を行っています。

Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社は、I. 2. のとおり、当社株式に対する大量買付け等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買付け提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、不適切な株式の大量買付けにより、会社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性が生じる状況も見受けられます。

また、2020年3月31日現在の当社の大株主の状況は、10頁に記載のとおりとなっており、株式は金融機関、国内法人、外国法人及び個人等に広く分散して保有され、安定的な大株主が存するわけではなく、今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けが行われる可能性を否定することはできません。

そのため、当社取締役会は、当社株式に対して大量買付けが行われた場合に、株主の皆様が適切な判断を行うために、必要な情報や時間を確保し、大量買付者との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが必要不可欠であり、これは企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

そこで、大量買付け時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現プランの内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの概要とその合理性を高める取組み

(1) 本プランの概要

本プランは、Ⅲ. 3. に定める当社株券等の大量買付者に対し、Ⅲ. 4. のとおり大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、Ⅲ. 5. に定める新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）もしくは会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置（以下、本新株予約権の無償割当てを含むこれらの対抗措置を総称して「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を発動する買収防衛策です。

また、大量買付者出現時の対応にかかる手続の流れは概ね【別紙1】のとおりとなっています。

(2) 本プランの合理性を高める取組み

a. 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本定時株主総会終結の時から3年間継続されるものであり、その継続にあたっては、株主の皆様の意思を尊重し、反映させることとしております。

また、本プランは、有効期間の満了前であっても株主総会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、株主の皆様の意思により廃止することができません。

b. 独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重していること

本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置発動の最終的な判断を行うこととしておりますが、その判断にあたっては合理性、客観性、公正性及び透明性を担保するため、社外の独立した委員から構成される独立委員会を設置します（独立委員会規則の概要については【別紙2】を、独立委員会委員の氏名及び略歴については【別紙3】をご参照ください）。

当社取締役会は独立委員会による対抗措置発動の適否等についての判断と勧告を最大限尊重することとし、取締役会による恣意的な判断を防止いたします。

なお、独立委員会は必要に応じ、外部専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）による専門的見地からの助言を得、判断の参考とすることもできます。

c. 対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること

本プランは本新株予約権の無償割当て等を対抗措置の内容とするものですが、Ⅲ. 5. (1) 記載のとおり、その発動を、大量買付者による手続不遵守があった場合や大量買付けがあらかじめ定める一定の類型に該当する場合といった合理的かつ客観的な要件にかからしめることにより、透明性・予測可能性を高めるとともに、不必要な場合にまで対抗措置が発動されることのないようにしています。

d. 有効期間を3年としていること（いわゆるサンセット条項）

本定時株主総会において本プランの継続についてのご承認をいただいた後も、本プランは有効期間を3年と限定し、3年に一度、定時株主総会において、株主の皆様にご本プランの継続の可否をお諮りすることとします。

そして、株主の皆様から本プランのそれ以上の継続についてのご賛同が得られない場合には、本プランはそれ以上継続せず、廃止するものとします。

e. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役会の決議により廃止できることとしているため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議されてもなお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）でないことはもとより、スローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期は1年であり、任期が2年である監査等委員である取締役についても期差選任制を採用しておらず、また取締役選任のための決議要件についても加重していません。

f. 事前開示を充実させること

本プランの内容については、本開示により、極力明らかにしているところですが、今後、大量買付者の出現や買収提案の内容、同提案に対する当社取締役会の意見表明、独立委員会における判断結果等、株主の皆様の判断材料となる事実については、適時適切に開示を行うこととします。

3. 本プランの対象となる買付け等

本プランは、以下に記載する①もしくは②に該当する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「大量買付け等」といい、大量買付け等を行おうとする者を「大量買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け等
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注1）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注3）「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注4）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じとします。

（注5）「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注6）「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注7）「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

4. 大量買付者出現時の対応にかかる手続の概要

(1) 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付け等の実行に先立ち、当社に対して、本プランに従う旨の誓約及び以下に掲げる事項等を当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

- ① 大量買付者の名称
- ② 住所または所在地
- ③ 代表者の役職・氏名
- ④ 事業目的及び事業内容
- ⑤ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の名称、住所または所在地、代表者の役職・氏名、事業目的及び事業内容
- ⑥ 大量買付者が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況
- ⑦ 国内連絡先
- ⑧ 設立準拠法
- ⑨ 提案する大量買付け等の概要等
- ⑩ 大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策の概要
- ⑪ 大量買付け等の後の当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に関する対応方針の概要

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、Ⅲ. 4. (1) の意向表明書の記載に不備がある場合を除き、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日（注8）以内に、株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、当社取締役会に対して、当社所定の書式により日本語で本必要情報を提供していただきます。

なお、本必要情報の内容の一部を例示すると以下のとおりですが、本必要情報の内容はこれらに限定されるものではありません。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び（ファンドの場合は各組合員）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業目的及び事業内容、資本構成、財務内容、当該大量買付け等と同種の過去の取引の詳細、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 大量買付け等の目的、方法及び内容（大量買付け等の対価の種類・価額、大量買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付け等の方法の適法性、大量買付け等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大量買付け等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付け等にかかわる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその算定根拠等を含みます。）

- ④ 大量買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大量買付け等に際しての共同保有者、特別関係者及び関連者（注10）との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容及び当該意思連絡がある者の概要
- ⑥ 大量買付け等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 大量買付け等の後の当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に関する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

当社取締役会は本必要情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は本必要情報を精査し、内容が不十分と判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して原則60日以内とします。）を定めた上で、取締役会等を通じて追加的に情報提供を求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会は、独立委員会が大量買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、速やかに本必要情報の提供が完了した旨を大量買付者に通知します。

また、独立委員会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、独立委員会が求める本必要情報が全て揃わなくても、独立委員会の判断に基づき、当社取締役会は、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、Ⅲ.（3）のとおり独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求を行う場合があります。

（注8）「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注9）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注10）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくははその者と共同の支配下にある者、またはその者と共同もしくはは協調して行動する者を意味します。なお、「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいいます。

(3) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大量買付者から意向表明書及び本必要情報が提供された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上の観点から、意向表明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要時間を考慮して適宜回答期限（原則30日以内とします。）を定めた上、大量買付け等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することがあります。

(4) 独立委員会による大量買付け等の内容の検討作業

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

そして、独立委員会は、独立委員会検討期間において大量買付け等の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から、当該大量買付け等の内容を改善させるために必要であれば、当社取締役会等を通じて当該大量買付者と協議・交渉等を行います。

大量買付者は、独立委員会が当社取締役会等を通じて検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、大量買付者の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な場合には、30日を上限として独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(5) 独立委員会における判断

a. 本新株予約権の無償割当て等の実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②もしくは③に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無に関わらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当し、または本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でないと判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等の中止または変更を行うことがあります。例えば、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした場合、新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当ての中止（以下「本新株予約権の無償割当ての中止」といいます。）、新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、新株予約権を無償にて取得すること（以下「本新株予約権の無償取得」といいます。）を当社取締役会に対し勧告することができるものとします。

- ① 当該勧告後、大量買付者が大量買付け等を撤回した場合、その他大量買付け等が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②もしくは③に定める要件のいずれにも該当しなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当て等の実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対し、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当て等に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

b. 本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守し、大量買付け等の内容の検討、大量買付者との協議・交渉等の結果、大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②もしくは③に定める要件のいずれにも該当せず、かつ本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当でないとして判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無に関わらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による大量買付け等がⅢ. 5. (1) ②もしくは③に定める要件のいずれかに該当するに至った場合、または本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施することを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。

(6) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等（Ⅲ. 4. (5) a. に定める本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当て等の決議に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当社取締役会は当該株主総会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を付議するものとし、当該株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、株主総会において本新株予約権の無償割当て等に係る決議がなされた場合には、株主総会における決議に従い、本新株予約権の無償割当て等に必要の手続を遂行します。

なお、大量買付者は、本プランに定める手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議がされるまでの間、大量買付け等を実行してはならないものとします。

(7) 株主の皆様に対する情報開示

当社は、独立委員会の判断を参考として、大量買付者の出現、意向表明書及び本必要情報の提供、本必要情報の提供の完了、独立委員会検討期間の開始、独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由、独立委員会検討期間の終了、当社取締役会の独立委員会に対する代替案の提供、独立委員会による勧告、当社取締役会による本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議、当社取締役会による株主総会招集の決議、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会の決議にかかる事実、その内容等に関する情報を、株主の皆様に対し適時適切に開示します。

5. 本新株予約権の無償割当ての内容等

(1) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、大量買付け等が次に掲げる要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合、当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。

なお、本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施に関する決議は、必ず独立委員会の判断及び勧告を経て行われます。

- ① 本プランに定める手続きを遵守しない大量買付け等である場合
- ② 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付け等である場合

- ア. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な資産等を大量買付者またはそのグループに取得させる等、当社の犠牲の下に大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ. 当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を株主に不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付け等である場合

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社は、当社取締役会決議または株主総会決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき、一定の行使条件及び取得条項を付した新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての詳細については、【別紙4】をご参照ください。

6. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て等を行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合、当該決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則としてその保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、新株予約権の権利行使期間内に金銭の払い込みその他Ⅲ. 6. (3)に記載する新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、Ⅲ. 6. (3) c. に記載する手続により、【別紙 4】「新株予約権無償割当ての要項 2. (4)」に定める新株予約権を行使することができない者（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後においても、当社は、Ⅲ. 4. (5) a. に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償取得する場合があります。

これらの場合、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

a. 新株予約権の割当手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は新株予約権が無償で割り当てられます。

なお、割当対象株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

b. 新株予約権の行使手続

当社取締役会または株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとしします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、新株予約権 1 個あたり 1 円以上で新株予約権無償割当決議において定める価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

c. 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、原則として1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただきます。

なお、新株予約権無償割当決議において、非適格者からの新株予約権の取得その他取得に関する事項について定められた場合には、当社はかかる定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、非適格者から金銭等経済的対価を交付して本新株予約権を取得することはありません。

上記のほか、新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知しますので、当該内容をご確認ください。

7. 本プランの有効期間と継続及び廃止・変更

本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、継続後の本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から2023年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることを条件とします。

ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間の満了前であっても、独立委員会の承認を得た上で、株主総会決議の趣旨に反しない限りにおいて本プランを修正・変更、廃止することができるものとします。

なお、本プランの継続以後、法令の新設または改廃により、本プランの条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨を考慮の上、本プランの条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針に適合していること

本プランは、I. 記載の会社の支配に関する基本方針に沿いかつ2005年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。

2. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

I. 記載のとおり、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

3. 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと

IV. 2. 記載のとおり、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。

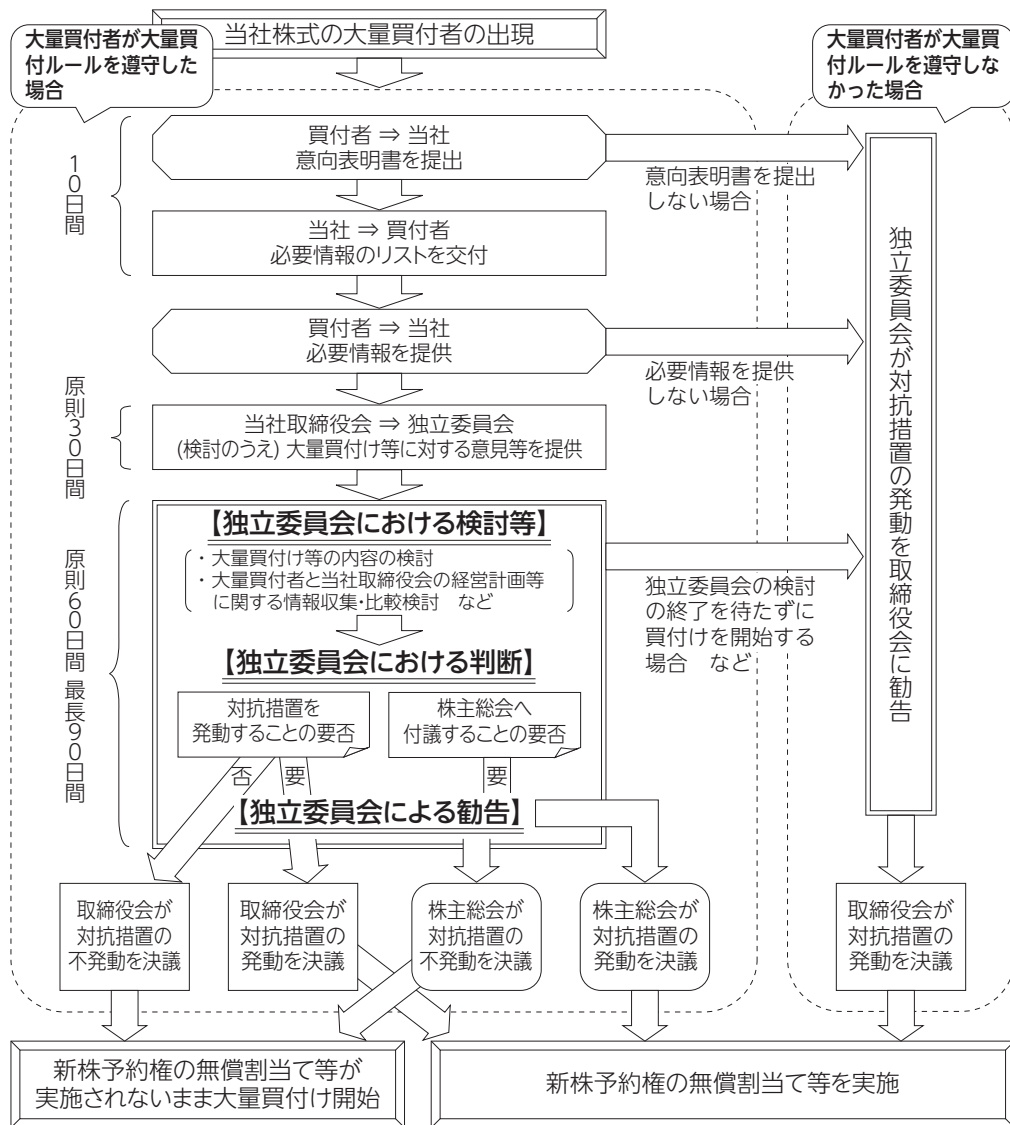
このことは、Ⅲ. 2. 記載のとおり、本プランが、株主の皆様の意思を重視するものであること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するとしていること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。

4. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

Ⅲ. 1. 記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

【別紙 1】大量買付者出現時にかかる手続の流れの概要



(注) 本図は、大量買付者出現時の対応にかかる手続の内容の理解の一助となるよう、あくまで概要をイメージとしてわかりやすく表示した参考資料ですので、ルールの詳細については本文をご覧ください。

【別紙2】独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役または社外の有識者のいずれかに該当するものの中から、当社取締役会が選任する。
ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通するもの、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずるものでなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結したものでなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、社外取締役であった独立委員会委員が取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含む。）に関する決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当て等の実施が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。
なお、独立委員会委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施（本新株予約権の無償割当て等の実施につき当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止または変更
 - ③ 本新株予約権の無償取得
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に掲げる事項を行う。
 - ① 当該買付け等が本プランの対象となる大量買付け等に該当するか否かの判断
 - ② 大量買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報・資料等の提供の要求及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長の決議
 - ④ 大量買付け等の内容の精査・検討

- ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提示の要求、代替案の検討
 - ⑥ 当社取締役会を通じた大量買付者との交渉・協議
 - ⑦ 本プランの修正・変更、廃止にかかる承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会で行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から、大量買付け等の内容を改善させるために必要であれば、当社取締役会等を通じて大量買付者と協議・交渉を行うものとする。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認めるものの出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大量買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故ある時その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

【別紙3】独立委員会の委員の氏名および略歴

西野 吉隆 (1952年9月25日生)

1976年11月 監査法人中央会計事務所 入所

1981年8月 公認会計士登録

1997年9月 中央監査法人 代表社員

2007年8月 公認会計士西野吉隆事務所 開設

2008年6月 当社 社外監査役

2010年1月 税理士登録

2015年6月 株式会社ニチダイ 社外取締役(監査等委員)

(注) 西野吉隆氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

清水 俊順 (1966年10月14日生)

1996年4月 大阪弁護士会登録

清水・高村法律事務所(現 弁護士法人サン総合法律事務所) 入所

2002年4月 清水・高村法律事務所 パートナー就任

2003年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 設立

2011年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 代表パートナー 就任(現任)

2016年4月 大阪簡易裁判所民事調停委員

2017年4月 京都大学法科大学院非常勤講師

(注) 清水俊順氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西尾 宇一郎 (1955年3月7日生)

1982年3月 公認会計士登録

1983年12月 税理士登録

1999年7月 監査法人誠和会計事務所 代表社員

2001年7月 日本公認会計士協会理事

2002年7月 監査法人トーマツ 代表社員

2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現任)

2015年6月 当社 社外取締役

2016年6月 ケイミュー株式会社 社外監査役(現任)

2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)

2018年3月 ザ・パップ株式会社 社外取締役(現任)

(注) 西尾宇一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【別紙4】新家工業株式会社 新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

2. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当ての取締役会決議または株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

a. 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、新株予約権の行使により発行される当社株式及び新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が現に発行している株式（普通株式）と同一の種類株式を指すものとする。

b. 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

c. 2. (1) a. に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

「行使価額」とは、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額のことであり、1円以上で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。

ただし、2. (7) b. の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

a. ①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、⑤上記①ないし④に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または⑥上記①ないし⑤に該当する者の特定関係者（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、原則として新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味する。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味する。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味する。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味する。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味する。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

- ⑤ ある者の「特定関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、会社法施行規則第3条第3項に規定する財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいう。
- b. 2. (4) a. にかかわらず、次の①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社を意味する。）または当社の関連会社（同第5項に規定する関連会社を意味する。）
- ② 当社を支配する意図がなく2. (4) a. ①に記載する要件に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者であって、かつ、2. (4) a. ①の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記2. (4) a. ①の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、2. (4) a. ①の特定大量保有者に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に反しないと当社取締役会は別途認めることができる。）
- c. 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- d. 新株予約権を有する者が本2. (4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金**
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡**
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 当社による新株予約権の取得

- a. 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- b. 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

なお、当社取締役会は、新株予約権の内容として、非適格者が保有する新株予約権について金銭等経済的対価を交付する旨の取得条項を付すことはできないものとする。

この場合、非適格者以外の者は、別途、自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項、違約金条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出する。

(8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

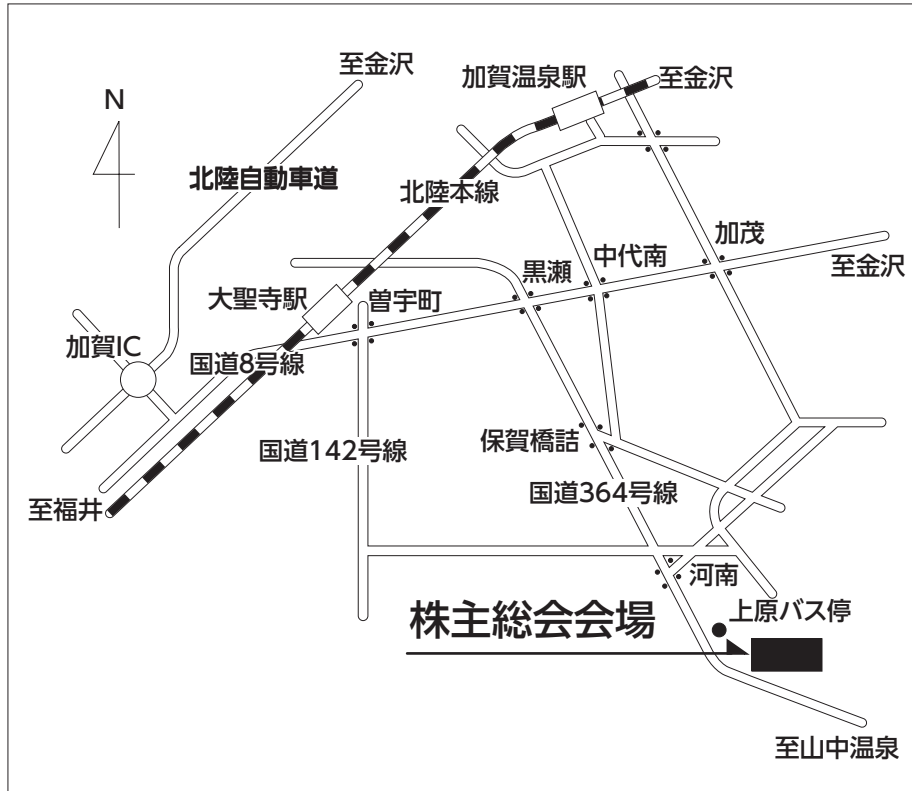
本プランの継続以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場

石川県加賀市山中温泉上原町の3
当社山中工場
電話 (0761) 78-0222



交通の
ご案内

JR北陸本線・加賀温泉駅下車
——加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車
——（所要時間約30分）——上原バス停下車——徒歩1分

株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

